

パブリックコメント結果

平成31年3月29日

小金井市公園等整備基本方針（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成31年2月12日から3月13日まで

意見提出数：10人・32件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	2-1. みどりの特徴	9ページ1行目「北端には都立公園」の後に「玉川上水」を入れることを希望します。	いただいたご意見を踏まえ、9ページ1行目「北端には都立小金井公園が」を「北部には都立小金井公園や玉川上水が」としました。また同ページ3行目「国分寺崖線が伸びており」は「国分寺崖線や野川が伸びており」に修正しました。
2	2-2. 社会的現況	13ページ(2)文化財、(3)スポーツ施設のところで浴恩館公園に関して言えば、敷地内にある文化財センター等は生涯学習課の管轄、運動施設の管轄は公民館と、公園とは切り離れたバラバラの存在となっており、文化財を活用した公園づくりが進んでいるとは言えない状況です。	今後、生涯学習課及び公民館等の関係各課と連携を深め、公園と文化財を一体とした活用を検討します。
3	3-2. 公園・緑地等の配置状況	一小の子供達は、遊び場が全然ありません。また、唯一の自由に遊べる広場であるジャノメ跡地が市役所になってしまうということで、子供達の放課後はどこで遊ばよいのでしょうか。特に中・高学年の子は6時間授業が多く、習い事があるため、友達と約束して遊ぶことが難しくなっています。そんな時ふらっと寄って誰か	小金井第一小学校の学区内に公園が不足していることは認識しており、新庁舎等建設後にも、庁舎建設予定地には一定の広さのある広場の設置を予定しております。いただいた御意見を踏まえて今後の公園整備を検討して参ります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>がいて遊べるというのがジャノメ跡地でした。ここまでの大きさとまではいきませんが、一小学区の子供達が放課後に外遊びできる公園を作っていただきたいです。</p> <p>高架下の利用、農工大北・西側の空き地、駅北は再開発予定の土地、市役所駐車場を地下にしてなるべく広場を残す等、いろいろな案があるかと思います。</p>	
4	3-3. 機能別配置状況	<p>災害時に“市民の命を守る公園・緑地”が必要です</p> <p>近年大きな被害をもたらす災害が日本中で頻発している。行政は様々な災害を想定し、市民の命を守るために周到に備えて防災機能の高い公園が必要です。</p> <p>災害時には地域ごとに一時避難場所が設けられます。本市の一時避難場所は小学校・中学校、高等学校、大学の他に上水公園運動施設、梶野公園が指定されています。</p> <p>多くの人が災害から逃れてくる一時避難場所には、命を守るための設備を備える必要があります。必要な機能として、消火器具、人命救助器具や防火水槽、トイレ、樹木と広場などが考えられます。（※梶野公園には防火水槽がありません。）また、一時避難場所に指定されている小中学校や栗山公園は避難所にも指定されています。避難所は自宅が使えなくなった被災者の一時的な避難生活の場所となります。安心安全で健康な避難生活ができる環境が求められます。小中学校に隣接する公園や緑地・農地があれば、それを避難所と連携して活用することで、避難生活の不便さを少しでも減らして</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、東京都、市内の大学、地域安全課及び自主防災会等と連携しながら、防災機能の強化に取り組んで参りたいと考えております。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>いくことができるのではないのでしょうか。</p> <p>広域避難場所となっている都立公園(小金井公園・武蔵野公園・多摩霊園)や国立大学(東京農工大学・東京学芸大学)に大勢の人々が集まってきます。長期の避難生活が平穏に行われるように様々な設備を備える必要があります。大勢の人に応じた災害対応のトイレ(マンホール型トイレやだれでもトイレ等)、災害対応の水道井戸による水道等)多目的貯水槽、災害対応のスピーカー(防災無線にも対応等)、広場などが考えられます。どの避難所でも、一定水準の避難生活が保てるような設備が必要です。</p>	
5	3-3. 機能別配置状況	22ページ(1)防災機能、災害用井戸(手動)のある公園の調査と、井戸を増やすことを基本方針に盛り込むことを希望します(p39参照)	いただいたご御意見を踏まえ、地域安全課と連携しながら、公園整備の推進にあたって参考にさせていただきます。
6	3-5. 公園等に対するニーズ	35ページ下の表で浴恩館公園利用者が1日757人となっていますが、これは公園の中を自転車で横切る人が含まれているのではないのでしょうか。H27だったか定かではありませんが入口付近で調査している人を見かけました。通るだけの人を利用者としてカウントするのは疑問です。実際の利用者数はもっと少ないです。	利用者数は、平成27年に実施された「小金井市公園等利用実態調査」の結果を活用しています。ご指摘の通り、通行者も利用者としてカウントしています。公園には環境機能や景観機能、防災機能などもあり、通行しているだけで公園の多面的機能の恩恵を受けることも考えられることから、調査結果における利用者を今回も採用しました。
7	3-5. 公園等に対するニーズ	38、39ページ市民ワークショップで出た課題や取組集をわかりやすくまとめていただけたことをありがたく思います。今後活かしていくべき内容だと思います。	いただいた御意見・アイデアを踏まえ、公園整備の推進にあたって参考にさせていただきます。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
8	4-1. 公園・緑地の評価結果	<p>52ページ、57ページの「東町三丁目第2子供広場」についてこの公園を「評価 D」として、今後、公園としての存続必要なしと、判断されていますが、公園としての存続を切に希望します。</p> <p>狭い面積なので、この中に、人がはいて、遊ぶ、休憩するにはせまいのですが、この通りを通る人にとっては、春は桜、夏は木陰、秋は木の葉と、多くの人の心を癒す有意義な公園です。</p> <p>周辺の農地の宅地化が進むなか、貴重な公園が失われることは取り返しのつかない損失になります。</p> <p>このまま、公園としての存続を要請します。</p>	<p>評価Dの公園については69ページにおいて「現状で管理・活用が非効率な公園・緑地であり、有効な利活用について今後一から検討し直すことが求められる公園・緑地」と定義しております。従いまして、D評価であれば不要であるとか、土地利用転換を必ず行なうというものではございません。</p> <p>D評価の公園・緑地は、他の市内の公園・緑地と比較すると、相対的に現状で評価が低くなっているため、その原因を探り、利活用促進に向けて周辺地域の市民の皆様の御意見を伺いながら積極的に改善を目指すものです。</p>
9	4-1. 公園・緑地の評価結果	<p>57ページに「東町三丁目第2子供広場」をDランクとして、公園・緑地から外そうとしていることについて、意見をのべます。</p> <p>開発許可制度について</p> <p>高度経済成長の過程で、人口や産業が都市に集中する現象が生じましたが、このような状況の中、郊外部において無秩序に市街化が進んだり、道路や公園といった安全で快適な都市生活を営むために必要不可欠な施設の整備が行われないうままに市街地が形成されるといった弊害を起ささないためのもの。(国交省HP)</p> <p><u>希望 下記の①～④の理由により現状のまま維持管理とする。</u></p> <p>①当地は本制度に従って開発された優良地区である。</p> <p>開発条件として、当公園は一定割合を公園緑地として許可権者に強制提供させられたもの。</p>	<p>評価Dの公園については69ページにおいて「現状で管理・活用が非効率な公園・緑地であり、有効な利活用について今後一から検討し直すことが求められる公園・緑地」と定義しております。従いまして、D評価であれば不要であるとか、土地利用転換を必ず行なうというものではございません。</p> <p>ご指摘のような制度のもと、小金井市内には開発提供公園が多数造成されてきました。一つひとつは小規模でありながら、設置数が多いため、利用しにくく、管理もしにくい公園が多数存在するに至りました。このような公園については、利用しやすくなるように質を高めることが有効であると考えております。</p> <p>今後の利活用につきましては、周辺住民の皆様のご意向を踏まえて施策を進めて参ります。</p> <p>Park-PFI の導入については、民間事業者との協働の取り組み</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>②当然、その経費は当該区域の土地購入者の負担したものである。従って、如何なる当公園緑地を潰すことは固く反対する。</p> <p>③現状のまま維持管理とする場合の経費について、下記の注、記載の「Park-PFI」は活用できないか。(当方素人で内容については不明確ですが)</p> <p>④万一、当地の用途変更がある場合は、本開発道路沿いの居住者土地購入者の総意に因るべきである。</p> <p>注 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」</p>	<p>となるため、候補となる事業者の有無（市場性）や、その実効性などを慎重に検証し進める必要があると考えています。</p>
10	4-1. 公園・緑地の評価結果	<p>66ページ 指標16 みどりのネットワークとの整合性</p> <p>43ページや40ページの16の説明や算出方法がわかりにくい。「野川地域」が35.1%で一番低くなっているが、国分寺崖線や野川があるのに納得が出来ない。算出方法に問題があるのではないか。納得できる説明が欲しい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、グラフの下に30ページに記載した「緑のネットワークと整合性のある公園・緑地の分布」の図を再掲として掲載しました。こちらの図でピンク色の丸が「整合性のある公園・緑地」、灰色の丸が「整合性のない公園・緑地」に該当します。この「ピンク色の丸の数」の、「ピンク色の丸と灰色の丸の合計数」に対する割合が図4-17になります。また、40ページ、43ページにも説明を補足しました。表の右枠の「出典・算出方法等」の3行目「合致する公園を点数化」を「合致する公園・緑地の設置数を点数化」と修正しました。ご指摘の野川地域につきましては、国分寺崖線周辺エリアには「整合性のある公園・緑地」が多いものの、市の南側のエリアには小規模の開発公園が多数存在しており、多くが「整合性のない」公園となっております。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1 1	6-1. 基本理念	74ページ 公園等の3つの基本的な役割のIに書かれているシティプロモーションという言葉が気になります。今はやりの言葉のようですが、意味のわからない人も多いかと思います。日本語でわかりやすい表現をお願いしたいです。	いただいた御意見を踏まえ、「シティプロモーション」という用語について下部に以下のとおり注釈を加えました。 「シティプロモーション…市を持続的に発展させるために、市の魅力を市内外に効果的に発信し、市民の愛着度を高め、対外的な知名度を向上させること。」
1 2	6-1. 基本理念	基本的役割Ⅲ 市民主体で、と市民への期待の大きさが伺えますが、市の公園は、市民と行政（市の担当者）が力を合わせて管理していくべきではないでしょうか。	公園の管理については、「公民連携を更に強化してゆく」という意味を含め、「市民主体」という文言で表現させていただいております。
1 3	6-2. 基本方針 6-3. 取組の方向性	公園等整備基本方針の3にある「既存低未利用公園・緑地の解消」に関して、中町4丁目のハケの上公園についての意見ですが、この公園は20坪たらずの公園で、約30年前に、宅地化の土地整備に伴って公園設置が義務づけられたために作られた公園です。袋小路の先にあるため利用者はほとんどありません。 設置時に市は砂場と遊具を配置し、桜や金木犀など数本の植樹をしました。それら樹木も長い年月のうちに成長し、毎年桜の花をつけるまでになりましたが、他方でその枝木は公園をはみ出すまでに成長し、近隣の家の雨樋には落ち葉が容赦なくつもり、その手入れもままならないほどになりました。この広さの公園には釣り合わない植樹だったのではないかと、というのは長い年月を経なければわからないことでした。 さらに、袋小路のため、通行人が前を通ることもなく、公園の存在も知られることもなく、狭さも手伝って、ここを遊び場とする子ども	ご指摘のように地域の方々に利用されず、維持管理費用が生じている公園・緑地は市内にもほかに多数あると認識しております。 D評価に位置付けられた公園・緑地は、有効な利活用について今後一から検討し直すことが求められるものと位置付けており、個別に検討を進めて参ります。なお、御意見をいただきました中町4丁目のハケの上公園（ハケの上広場）につきましては、みどりのネットワークの整合性のある公園として貴重な役割を果たしており、C評価に位置付けられております。したがって、公園の廃止等を検討する公園として位置づけられてはおりません。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>もも見かけません。砂場は野良猫に格好の糞尿の場となり、子どもを遊ばせることもためられるような有様です。その処置は市でも薬剤を散布して対策したことがあるはずですが。また最近ではどういうわけかここで大便をする輩も複数回あらわれ、公園課に対策を求めましたが、いうまでもなくこの小さな公園に人を配置・管理できるはずもなく、放置されることになっています。このことは、不審者の立ち入りなど今後の管理にも不安を残すことになりました。</p> <p>この公園の樹木の清掃と整備はとても丁寧に実施してくれている業者なのですが、この公園の利用の状態を考えると、その管理費はほとんど無駄な出費となっているだろうことは、近隣の住民の多くが感じていることです。</p> <p>そこで、近隣の居住者としては、この公園を廃止して欲しいということが第一の提案です。</p> <p>その上で、廃止にともなう処分については、不動産会社に売却して住宅化されるようでしたら、まず隣接住民の意見を聞いたうえで払い下げようおねがいしたいということが第二の提案です。</p> <p>隣接する住民は東西北隣の3軒ですが、払い下げを含めて希望を募ってもらいたいと考えています。</p>	
14	6-2. 基本方針	<p>「小金井市行財政改革プラン2020」の11の取組の中の④に「公民連携アウトソーシングの推進」があり、さらにその中に「公民連携アウトソーシング基本方針の策定」を平成30年度までに行うとされています。</p>	<p>都市公園等の維持管理・運営に係るPPP/PFIの導入については、当初「小金井市行財政改革アクションプラン2020」で平成30年度から検討を開始するとしておりましたが、同時並行で本方針を策定することになったため、その中で検討することとし、ア</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>一方、小金井市議会の行財政改革推進調査特別委員会 調査資料(平成 30 年 11 月 12 日)によると、取組項目の「都市公園等の維持管理・運営に係る PPP/PFI の導入」については、「実施不可」と位置づけられており、その理由は「平成 30 年度に策定する公園等整備基本方針で考え方を定めるため」とされていました。</p> <p>「小金井市行財政改革プラン 2020」にある「公民連携アウトソーシング基本方針」を決定したことにはなりません。これからおもむろに「民間活力の活用のあり方を十分に検討」するというのでは、これまでの小金井市環境部の姿勢にはなんら変化がなく、「小金井市公園等整備基本方針」とは名ばかりではありませんか？</p> <p>「十分に検討」というのは、これから「課内検討」「庁内検討」などをおもむろに行うのでしょうか？しかもそれは「公民連携アウトソーシングを実施するかしないか」を含めて検討するものなのでしょうか。そうではなくて、「実施」を前提に検討してください。アクションプラン 2020 の取組項目④に即した実行をお願いします。</p>	<p>アクションプランからは削除することになりました。この度、本方針の中で正式に民間活力の導入について検討することを記載させていただきましたので、本方針に基づき、様々な検証等に取り組んで参ります。</p>
15	6-2. 基本方針	<p>公園整備基本方針（案）から、「こんな公園を作る」という市からのメッセージを明確に表明してほしい。</p> <p>基本理念に「小金井市民の住みよさ、定住につながる質の高い公園づくり」が示されている。その実現に公園などの果たす3つの基本的な役割りが示されました。ここで、基本理念（74～75ページ）で公園の整備で“住みよさ”と“定住につながる質の高い公園”が示されたが、とてもすてきな理念と同感いたしますが、それがど</p>	<p>本方針は今後の公園整備について基本的な方向性を定めたものであり、具体的にどのような公園整備を進めるかについての個別具体的な計画ではございません。</p> <p>従いまして、具体的なイメージは公園整備を進める中で、本方針の考え方に沿ったものを、市民の皆様に御意見をいただきながら固めていくものと考えております。</p>



番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>ういう公園なのか、具体的にイメージできませんでした。</p> <p>さらに、公園などの3つの基本的な役割が示されました。役割Ⅰは地域の魅力の活用、役割Ⅱは多世代交流の機会創出、役割Ⅲは市民の主体的な活動の場の提供とあります。しかし、この公園の3つの役割は大切な視点と思いますが、目指す具体的な公園のイメージがつかめません。(4つの施策方針は公園整備を進めるための方法の記述でした。)ここで示された基本方針には、こんな公園を作るといふ具体的な公園の提案はなく、公園整備の方法論が述べられているように思います。</p> <p>基本方針に「こんな公園を作る」というメッセージを明確に示して欲しい。</p>	
16	6-2. 基本方針	<p>知恵を出して、課題を解決するための方策を見つけよう</p> <p>小金井の公園事情の一つの課題は、面積が小さい公園がたくさんあることです。小さな公園には、公園機能を高めるための設備をいくつも設置できません。小さな公園では利用者も少なく設備設置の費用対効果を考えると高い費用をかけることができません。こんな理由から小さな公園の整備を難しくしているのであろう。小金井市には広さ100㎡以下の小さな公園・緑が40%（※p21）あります。小さな公園をどのように整備するかは大きな課題と言えます。</p> <p>その課題を解決する一つのアイデアとして、地域ごとに複数の小公園・緑地の塊を作り、その公園の塊を一つの中程度の公園とみなし、小公園それぞれに設備を分散させて設置してはどうでしょう</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、総合的にみて公園に求められる機能が充足されるように努めて参ります。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>か。しかし便益機能・休養機能である水のみ場や手洗い場、ベンチ、広場はどこにも設置して、最小限度の公園機能をすべての公園に設置する。分散する公園の機能は児童用遊具、健康用の一般遊具、トイレ、花壇、防災倉庫等です。その塊としての公園の管理は地域の自治体組織かボランティア団体が行うように組織する。この取り組みは、最初は野川以南地域で試行し、順次、法政大学と農工大学の間のエリアへと進めていく。</p> <p>4つの施策方針のⅡに適正な配置・機能の誘導とあるように、あくまでも、公園の構想やヴィジョン、公園の管理・運営の主体は行政と考えます。</p> <p>小金井の公園事情として、様々な課題があるように感じます。どんなに困難な課題であっても諦めず、関係者や市民と一緒に知恵を出して解決して欲しいと強く願っています。</p>	
17	6-2. 基本方針	<p>75ページ 基本方針について</p> <p>「防災機能を充実させること」を方針に盛り込むことを要望します。</p>	<p>公園は災害時の避難等に資する公共空地として位置づけられており、市立公園では、梶野公園のみが一時避難場所に指定されております。このことを踏まえ、公園に求められる防災機能につきましては、今後も地域安全課と協議して参ります。</p>
18	6-3. 取組の方向性	<p>78ページ たとえ公園が密集していても、近隣の方にとっては一つひとつが大切な愛着のある場所かもしれません。市にとってその維持費負担が大変厳しいものであることは理解しますが効率的な公園とはどんな公園でしょう。85ページに書かれていることを丁寧に実行していただきたい。どれだけの人に周知したか、止むなく</p>	<p>小金井市はご存知のようにベッドタウンとして開発が進んできた歴史があり、宅地開発に伴い整備された公園・緑地が多く存在しています。一つひとつは小規模でありながら、設置数が多いため、利用しにくく、管理もしにくい公園が多数存在するに至りました。このような公園については、周辺の同様な小規</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		整理・売却になった場合は、その経緯を市民に伝えてください。	<p>模な公園と合わせてより大きな公園を創出するために土地利用の配置転換をしたり、既存の大規模な公園をさらに利用しやすくなるように質を高めることの方が施策として総合的には有効であると考えております。</p> <p>ただし、実際にこのような取組を行う際には、周辺住民の皆様のご意向を第一に施策を進めて参りますので、決して強引な土地利用転換を進めることはございません。</p> <p>効率的な公園とは、限られた予算の中で、市民の方にとって質の高い公園を提供するために諸々の施策を展開するに際して、費用対効果の高い公園のことを指します。それには個々の公園だけでなく、地域全体あるいは市全体を見通したうえで、総合的にみてバランスのよい公園づくりを進めていくことが重要だと考えています。</p>
19	6-3. 取組の方向性	80ページ 冒頭に書かれている「無秩序な緑の創出」という文言に違和感を感じます。緑の創出に制限を掛けなければならない現状・・・辛いものがあります。そこを上手に表現できないものでしょうか・	いただいた御意見を踏まえ、「無秩序な緑の創出を促進するのではなく」を「将来にわたって計画的な維持管理を行うために」と修正しました。
20	6-3. 取組の方向性	82ページに遊具のことが出ていますが、遊具のデザインを子どもだけに選ばせることは問題です。大勢の親たちが選定に加わるべきです。その際、金額も提示してください。健康遊具も同様です。必要かどうかから話し合うべきでしょう。	いただいた御意見を踏まえ、今後検討させていただきます。
21	6-3. 取組の	84ページ 民間事業者が入れば、市民と市との協働はなくなりま	公園の民間業者による管理・運営は手法として全国的にも導入

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	方向性	<p>す。民間事業者は公園のどの部分を管理してくのか・・・有効な面もあると思いますが、危険も伴うと思います。民間事業者の管理・運営には営利目的も伴うでしょう。他市の実践例などを参考にして慎重な検討が必要です。栗山公園に導入との施策イメージが示されていますが、栗山公園にはボランティア団体が活動しており、その市民グループとはどのようなのでしょうか。もっと詳しく内容を知らせていただきたいです。</p>	<p>が進んできており、本市での導入に際しても参考となる事例はあるため、実例について情報収集に努めながら検討して進めて参ります。</p> <p>なお、栗山公園は民間事業者にとっても魅力の高い公園として、一例を示したものであり、栗山公園を前提としたものではございません。</p>
22	7-1. 推進方策	<p>第7章 基本方針の推進に向けて 推進方策の項(85ページ)「②土地利用転換の検討」のなかで低利用公園については、「地域の合意形成や庁内調整を踏ったうえで防災倉庫用地等の他の機能や行政財産に転用を図ることを検討」とあります。この方針をぜひ進めていただきたい。</p> <p>中町親愛会(町会)の防災倉庫は、庁舎建設用地に設置してあります。新庁舎建設の際には移設しなければなりません。しかし、いろいろ検討しても適当な用地が見つかりません。町会区域内にマンションの提供公園がありますが、低未利用公園となっている所があります。そこに防災倉庫を移設することが可能になるならば、消防ポンプ消防関係用具等が確保でき大変助かります。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、提供をいただいたマンション管理組合及び庁内での調整を図ったうえで、検討を進めて参ります。</p>
23	7-1. 推進方策	<p>自宅外の諸活動時の“体にやさしい公園・緑地”が欲しい</p> <p>都会の公園・緑地にはトイレ、水飲み場や手洗い場、ベンチ、広場、日陰を作る樹木等を設置し、どの人の対しても体にやさしい公園・緑地が欲しい。</p>	<p>トイレ及び水道については公園のみに設置されているトイレ及び水道を記載しております。トイレ及び水道は、公園の他に、公共施設や民間施設に設置されており、その配置状況も踏まえ、いただいた御意見を参考にしながら、必要性について、</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>&lt;トイレ事情&gt;小金井市では自宅から外出すると、トイレや水飲み場や手洗い場のある公園・緑地はなかなか見つけられない。子供や老人、外で仕事する人にとっては厳しい現実です。</p> <p>基本方針(案)の調査結果(※40～54ページ)によると、市内公園・緑地(都立公園を除いた合計216か所)でトイレが設置されているのは浴恩館公園、栗山公園、梶野公園、上水公園、三楽公園、上の原公園、ぐみの木公園、そう浪泉園緑地、はけの森緑地、貫井けや木公園、など11か所(市内の公園・緑地合計216か所の5%)です。</p> <p>極めて少ない個所にしかトイレがありません。その原因の一つに、公園にトイレを設置するには設置基準を満たす必要があります。市が定めた「トイレ設置の基準」は「トイレは誘致圏500mで、かつ概ね面積1,000㎡以上の公園を基本に、周辺の公共施設や民間施設のトイレなど設置状況を勘案の上設置する」です。ところが、トイレ設置の基準以上の広さがあっても、トイレが設置されていない個所があります。小長久保公園、三楽の森公共緑地、中町4丁目公共緑地、どんぐりの森公共緑地、美術の森緑地、パンダ公園、梶野町ハナノキ公園、イチョウ公園、下山谷の森(※公園の面積基準以外の条件として、周辺の公共施設や民間施設のトイレなど設置状況についてのデータが公表されていない)の9か所にはトイレが設置されていません。自宅の外にいて、公園のトイレ使用は大変困難な現状です。周辺に公共施設があっても夜間や休日などはあてに</p>	<p>総合的に判断し、今後、具体的な整備・維持管理を進めていきたいと考えております。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>なりません。近くにコンビニ等があれば借用できることはありますが、基本理念でいう“質の高い公園”と言えるトイレ状況ではありません。このトイレ状況は緊急に改善が必要です。私は外で仕事しており、確かな実感です。</p> <p>&lt;水道事情&gt;水道の配置状況について検証する。整備基本方針(案)には水道設置の調査データは公表されていませんが、28ページで「水道のある公園は38か所あります」と記載されています。同ページの図3-21水道のある公園分布をみると、偏りがあり空白地域がみられる。空白地域は東京学芸大学の北東部エリア、野川以南の一部、その他東京学芸大学の南部エリア、東小金井駅北東部エリア、都立多摩霊園北部に空白エリアがある。</p> <p>本市の公園への水道の配置の考えは「誘致圏500mで、かつ概ね300㎡以上の公園に1基以上を基本とする」とある。公園・緑地にある水道の果たす役割は生命に直に結びついています。基準の500mの距離で1本以上とあるので、もっと飲み水場や手洗い用水場を密に設置し、だれもが自由に使用できる環境にしてほしい。</p>	
24	7-1. 推進方策	<p>75ページ 方針Ⅱの②開発に伴う公園設置基準の見直しは、88ページに具体策が書かれていますが、緑地の新たな確保の減少につながるのではと危惧します。周辺に相当規模の公園・緑地広場がある場合とありますが、相当規模とは？又、周辺とはどの程度の距離か具体的に定めているのでしょうか。</p> <p>公園協力金で済ませた場合、コンクリートの駐車場などになってい</p>	<p>開発行為者が自主管理を選択されれば、新たな公園・緑地は今後も増えていくと考えられます。今後小金井市も人口減少の時代に突入し、ますます市民の高齢化が進行していくと予想されます。財政が縮減し、社会保障関係経費が増加してく中では公園・緑地の維持管理に係る予算をこれまで以上に措置することは難しく、市としては既存の公園の維持管理だけで財政的な限</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>くのでしょうか。予想される状況を提示すべきです。公園協力金の額も問題です。提示してください。</p> <p>昔は身近なところに緑地や空地がたくさんあり、子どもたちにとっても高齢の方にとっても居心地のよい生活空間でした。小規模公園が密集していること自体は悪いことではないと考えます</p>	<p>界を迎えるものと認識しております。そのため、市が管理する前提の開発公園の創出は見直されなければならないと考えています。</p> <p>相当規模は1,000平方メートル誘致距離250mと考えております。なお、本市の場合は元々市の面積が狭い中で、1000㎡程度の公園でもかなり大きい方の公園に入ります。そういった1000㎡程度の公園が既にある場合に、例えば200㎡にも満たないような公園を新たに整備しても利用される可能性は低いと考えられます。</p> <p>小規模公園が密集している地域については、逆に大きな公園が不足している場合が多くなっています。大きな公園も小さな公園もそれぞれのメリットがあり、ニーズがあることは認識しております。地域に偏りなく、公園整備がなされるために、例えば、大きな公園が不足しているエリアについては、密集した小さな公園を整理し、大きな公園の創出していくことが、優先度が高いと考えております。</p>
25	7-1. 推進方策	79ページ 開発に伴う公園・緑地設置基準の見直しについて 提供公園・緑地の設置基準を緩和することと、公園協力金への転換については反対します。	今後小金井市も人口減少の時代に突入し、ますます市民の高齢化が進行していくと予想されます。財政が縮減し、社会保障関係経費が増加してく中では公園・緑地の維持管理に係る予算をこれまで以上に措置することは難しく、市としては既存の公園の維持管理だけで財政的な限界を迎えるものと認識しております。そのため、市が管理する前提の開発公園の創出は見直し

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
26	7-1. 推進方策	83ページ 既存低未利用公園・緑地の解消については、解消に反対します。図6-7のイメージになることは不可能と思えます。集約するためには代替地が隣接するところにあるとは思えず、購入金額と、既存だった公園の売却金額が見合うことも難しいと思えます。	<p>れなければならないと考えています。</p> <p>質の高い公園整備に努め、利用率を高めることはワークショップや緑地保全対策審議会で議論されてきた事項であり、概ね肯定的な意見をいただいたと認識しております。</p> <p>なお、図6-7は低未利用公園の解消方法をイメージしやすいように1つ例をあげ、図式化したものであり、実際は、地域の実状に合わせた解消方法をそれぞれ検討するものと御理解いただきたいと思えます。</p>
27	7-1. 推進方策	85ページ 低未利用公園・緑地の整理方法について、整理して減らす方針には反対します。公園をただ単に利用する人数が多いということだけに価値を認めるのではなく、緑地として整備することにより、緑地そのものの価値を認め、高めることが将来的に「みどりのある小金井市」に必要なことだと思えます。	<p>本市では、市内に不必要な公園・緑地は存在しないと考えており、どんなに低未利用な公園・緑地でもその「絶対的な」価値は認めております。しかしながら、今後小金井市も人口減少の時代に突入し、ますます市民の高齢化が進行していくと予想されます。財政が縮減し、社会保障関係経費が増加してく中では公園・緑地の維持管理に係る予算をこれまで以上に措置することは難しく、市としては既存の公園の維持管理だけで財政的な限界を迎えるものと認識しております。そのため、地域間のバランスを是正しつつ、ある程度の既存公園の整理と、その分、質の高い公園への予算配分を行っていくことが、公園行政のあり方として必要な段階にきていると考えています。これまでと同様の公園の質の維持、またこれまで以上の公園の質の向上という責任を果たすためには、本方針のような姿勢が必要となっていると考えております。</p>



番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
28	7-1. 推進方策	<p>88ページ 開発指導要綱の方向性について</p> <p>改正の方向(案)の公園協力金については反対します。開発行為も中高層建築物等も共に「公園協力金への代替不可」とすることを要望します。</p> <p>公園設置基準についての条件は、75ページ方針Ⅱの②にあるように、基準を見直し、小金井市としては無償提供の面積を広くする方向で検討し、管理は自主管理を義務付けることを要望します。</p>	<p>公園協力金は新たな公園の整備や既存公園の維持管理に当てられるものであり、市が計画的な公園整備を推進するための貴重な財源となるものです。</p> <p>民間による公園の自主管理がきちんと継続的に実施できれば、公園の維持管理として当然に有効な手法の一つですが、企業や団体の場合は解散したり、個人の場合は相続等が発生するリスクもあります。現実的に、自主管理を義務付けても永続的に公園として成り立つかどうかは不透明だと考えております。そのため、公園協力金への代替を図ることは有効な手法と考えております。また、無償提供の面積を広くする方向につきましても、都市計画法上、開発面積の6%が限度と規定しておりますので、これ以上広い面積の公園を提供いただくことは難しいものと考えております。</p>
29	7-1. 推進方策	<p>88ページは重要なポイントです。具体的な話合い、検討が必要ではないでしょうか。緑地対策審議会では、どのような意見が出されたのでしょうか。</p>	<p>緑地保全対策審議会では「周辺に相当規模の公園・緑地がある場合の公園協力金への代替性」について同意いただく御意見や、自主管理を担保する方法の必要性などが議論されました。今回お示した案はあくまでも案であり、東京都との協議も必要になるため、今後も慎重に検討していかなければならないと考えております。</p>
30	7-1. 推進方策	<p>「PPP/PFIの導入についてサウンディング調査を活用」とありますが、そもそも「サウンディング調査」というのは、どのような内容で、いつから始まっていつまでに終わる予定なのでしょう</p>	<p>サウンディング調査とは、公共施設の指定管理制度やPPP/PFI制度の導入に際して、民間事業者ヒアリングを行う調査です。事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話によ</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>か？</p> <p>さらにそれだけにとどまらず、最後には「民間事業者の意向の把握を行います」とのことですが、どのような方法で民間事業者の把握を行うのでしょうか。これもいつからいつまでに実施するのでしょうか？</p> <p>また、意向を把握しようとしている「民間事業者」をどのように選定するのでしょうか？</p> <p>他都市で実績のある民間事業者をしっかりと選んでください。</p> <p>つまり、このことについては、あれこれ時間を稼いで先延ばしするという小金井市環境部独自の方向が見えていて、すぐに実施という意向が見えません。</p> <p>アクションプラン 2020 の取組項目⑩をよくご覧になって、「小金井市公園等整備基本方針」が策定された後、自主的にすみやかに、市民に説明してください。</p>	<p>り公募による民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法になります。</p>
31	7-1. 推進方策	91ページ中ほどスケールメリット、PPP/PFI、サウンディング調査の表現をわかりやすい文章に変えるか注釈が必要	<p>いただいた御意見を踏まえ、注釈を以下のとおり加えました。</p> <p>スケールメリット：経済学や経営学の用語の一つで「規模の経済」と訳され、規模を大きくすることで1つあたりのコストを下げることである。公園施策においては、例えば、公園と周辺施設を一体とした指定管理制度や、複数の小規模公園をまとめて包括指定管理制度を導入することで、一つの公園単体では維持管理費の削減や非効率な管理がなされやすい状況の改善を図ることを指す。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
			<p>PPP/PFI：PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは官民が連携して公共サービスの提供を行うことであり、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、運営等を民間事業者に任せる民間委託等を含む手法を指す。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つで、官が基本的な事業計画をつくり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金と経営ノウハウを活用し、民間主体で効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。</p> <p>サウンディング調査：市と民間事業者が、事業検討の段階で事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者から広く意見や新たな提案を求め、公募による対話を通じて市場性の把握等を行う手法。対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的として行われる。</p>
32	資料	<p>第2回緑地保全対策審議会（平成30年11月9日開催）の会議録をすみやかに公開してください。おそらくここで「小金井市公園等整備基本方針」が審議されたものと思われます。ここでの審議の経過も知りたいところです。2019年2月18日現在まだwebでは公開されていないようです。3か月以上たっても公開しないというのは何かワケがあるのでしょうか？</p> <p>途中経過の審議状況を公開しないで、いきなり成案をパブリックコメントに付す、というのは不自然だと思います。</p>	<p>第2回緑地保全対策審議会（平成30年11月9日開催）の会議録について、3月1日付で公開しました。</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		十分な審議を経ている成案を、市民に不透明な状況の中でパブコメを行っているように見えます。	